

公立学校教員に対する停職 6 か月の懲戒処分が適法とされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 6 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（行ヒ）第 97 号

【事 件 名】 公務員に対する懲戒処分取消等請求事件

【裁 判 結 果】 破棄自判（請求棄却）

【参 照 法 令】 地方公務員法 29 条 1 項・32 条・33 条、いじめ防止対策推進法 8 条・12 条

【掲 載 誌】 裁時 1747 号 10 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25570942

金沢大学准教授 早津裕貴

事実の概要

X は、昭和 57 年 4 月、Y（県）の教員に採用され、平成 20 年 4 月、Z 市の市立中学校（以下、「本件中学校」）に赴任して以降、教諭として保健体育の授業を担当し、柔道部の顧問を務めていた。同柔道部は、X の指導の下、多くの大会で優秀な成績を収め、全国優勝をしたこともあった。

Y（県）教育委員会（以下、「県教委」）は、平成 28 年 2 月 23 日、X に対して、地公法 29 条 1 項等に基づき、①平成 27 年 7 月 7 日に、顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為を伴ういじめの事実を把握しながら、これにより傷害を負った被害生徒（以下、「A」）の受診時に「階段から転んだことにしておけ。」と、医師に対して虚偽の説明をするよう指示したこと（以下、「本件非違行為 1」）、②同年 8 月 4 日に、加害生徒（以下、「B」）の近畿大会への出場を禁止する旨の本件中学校の校長（以下、「D 校長」）の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと（以下、「本件非違行為 2」）、③部活動で使用していた校内の設置物に係る D 校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったこと（以下、「本件非違行為 3」）を理由に、停職 6 月間の懲戒処分（以下、「本件処分」）を行った。なお、いじめ防止対策推進法は、「学校及び学校の教職員は、……当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」と定め（8 条）、Y および Z 市も、いじめ防止対策に関する基本的な方針策定の努力義務を定める同法の規定（12 条）を

受けて、いじめ防止基本方針を策定していた。

X は、本件処分が重きに失するなどとして、その取消しおよび損害賠償を求めて提訴した。

第一審（神戸地判平 30・3・27LEX/DB25561754）は、X の請求をいずれも棄却したが、原審（大阪高判平 30・11・9LEX/DB25561856）は、①本件非違行為 1 につき、A や柔道部の副顧問である C 教諭に対する X の指示により、A が適切な治療を受けられなかったといった事情はなく、本件中学校の組織的対応に支障を来すものでもなかったことから、悪質性の程度がそれほど高いとはいえないこと、②本件非違行為 2 につき、D 校長も一旦は B の近畿大会出場を認めていたほか、A の保護者を含む複数の保護者も B の出場を支持していたなど酌むべき事情があること、③本件非違行為 3 につき、D 校長は、平成 26 年 12 月頃までは設置を事実上黙認していたほか、物品は柔道部卒業生や保護者等から寄贈されたもので、D 校長は寄贈者に対する説明等を X から求められながら、これに応じなかったなど酌むべき事情があることを挙げたうえ、県教委が各非違行為単独では、本件非違行為 1 につき、減給 10 分の 1・6 月相当、本件非違行為 2・3 につき、各戒告相当と考えていたにもかかわらず、加重処分の画一的運用により、減給よりはるかに重く、停職の中でも最長期間であり、懲戒免職に次ぐ極めて重い処分である停職 6 月と量定することは、X に処分歴（減給 10 分の 1・1 月）があることを勘案しても、合理的な裁量の範囲内にあるとはいえないなどとして、本件処分を取り消すとともに、損害賠償請求も一部認容

した。

判決の要旨

1 公務員に対する懲戒処分についての判断枠組み

「公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となる。」

2 本件非違行為 1～3 に対する評価

A は、柔道部の上級生である B による「継続的ないじめの被害に遭い、さらに、本件傷害事件により明らかな傷害を負うに至っている。ところが、X は、本件中学校の教諭及び柔道部の顧問として、同事件を機にこれらの事実を把握しながら、A 及び C 教諭に対し、受診に際して医師に自招事故によるものであるとの事実と異なる受傷経緯を説明するよう指示した上、自らも医師に連絡して虚偽の説明をするなどしている。このような X の言動は、柔道部が大会を目前に控えている状況の下、その活動に支障を生じさせないため、主力選手らによる不祥事が明るみに出ることを免れようとする意図をうかがわせ、A 及び C 教諭には、部員又は副顧問としてこれに沿った行動をとるよう命ずるものと受け取られるものである。このことは、被害生徒である A の心情への配慮を欠き、また、C 教諭が校長等に報告することを暗に妨げるものともいうことができるのであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処するとともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や Y いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。さらに、A は重い傷害を負っていたのであるから、医師による適切な診断及び治療を受ける必要があったが、X の上記言動は、医師に実際の受傷経緯が伝えられることを妨げ、誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであったというべきである。結果的に、A が誤った診断等をされることはなく、また、

C 教諭が報告したことにより本件中学校等における組織的な対応に支障が生ずることはなかったとしても、X の上記言動が重大な非違行為であることが否定されるものではない。」

「このように、X による本件非違行為 1 は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであるから、厳しい非難は免れない。」

「また、本件傷害事件やそれまでの一連のいじめにおける B の行為は重大な非行であり、そのような行為に及んだ B について、教育的見地から、柔道部員として対外試合に出場することを禁ずることは、社会通念に照らしても相当であって、このことは、近畿大会が 3 年生の B にとって最後の大きな大会となることや、被害生徒である A の保護者等が B の出場を支持していたことを考慮しても異ならない。したがって、D 校長が B を近畿大会に出場させないよう X に命じたことは、職務命令として正当であったというべきであり、これに従わず B を同大会に出場させた X による本件非違行為 2 は、本件傷害事件等の重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、校長による職務命令に反してまで柔道部の活動や加害生徒である B の利益等を優先させたものであって、その非違の程度は軽視できない。」

「さらに、本件非違行為 3 は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであり、本件非違行為 1 及び 2 と共に、生徒の規範意識や公正な判断力等を育むべき立場にある公立学校の教職員にふさわしくない行為として看過し難い。」

以上の「一連の各非違行為は、その経緯や態様等において強い非難に値するものというほかなく、これが本件中学校における学校運営や生徒への教育、指導等に及ぼす悪影響も軽視できない上、Y や Z 市の公立学校における公務への信頼をも損なわせるものであり、非違行為としての程度は重いといわざるを得ない。他方で、原審が X のために酌むべき事情として指摘する点は、必ずしもそのように評価できるものではなく、これを殊更に重視することは相当でない。」

3 処分基準や処分の量定に関する評価

「県教委は、懲戒処分についての処分基準を定

めておらず、処分を11段階に区分し、減給及び停職については各3段階としているというのであるが、そのことにより適切な処分の量定の選択が妨げられるものということとはできない。また、……本件非違行為1を最も重大なものとしてその処分の量定を選択した上、本件非違行為2及び3の存在等を加重事由として最終的な処分の量定を決定することも、それ自体が不合理であるとはいえない。」

本件処分は、「免職に次ぐ相当に重い処分であり、また、処分の量定に関するYの主張には、個々の加重事由の考慮方法が形式的に過ぎるなど、直ちに首肯し難い点もあるものの、前記のような一連の各非違行為の非違の程度等を踏まえると、Xに対する処分について、県教委が停職6月という量定を選択したことが、社会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえず、県教委の判断が、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできない。」

判例の解説

一 本判決の意義

公務員の懲戒処分に関しては多くの裁判例の蓄積があり¹⁾、本判決もそれに一例を加えるものであるが、本判決に特徴的であるのは、公立学校での「いじめ」(本件では、傷害行為)への対応等に関連してなされた停職6か月の懲戒処分につき、処分を違法として取り消した原審判断を覆す形で、つまり、処分を肯定する方向で破棄自判した点にある。

近時、最高裁は、セクハラ行為を理由とする懲戒処分が争われた、加古川市(停職処分)事件・最三小判平30・11・6判時2413＝2414号22頁(以下、「平成30年判決」)においても同様の判断傾向を示しており、本判決によって、社会的関心事ないし社会一般において問題視されている事柄と関連する事案では、重い処分を違法として取り消す方向(代表例として、日の丸・君が代訴訟に関する、最一小判平24・1・16集民239号253頁[以下、「平成24年判決」])ではなく、維持する方向でも積極的判断を行うという傾向が一層明確にされた。

また、本判決には、当初処分行政庁が想定していたよりも踏み込んだ形で非違行為ないし加重処分に対する評価を行い、処分の適法性を帰結して

いる点にも特徴がみられる。

二 判決の要旨1について

本稿では省略したが、本判決は、公務員の懲戒処分に関するリーディングケースである、神戸税関事件・最三小判昭52・12・20民集31巻7号1101頁や平成24年判決等を参照する形で、従来から示されてきた最高裁の一般的判断枠組みを踏襲している。もっとも、この枠組みが一貫して同じ内容で用いられているのか、また、民間部門の懲戒処分に対する司法審査と異なるのか、または、裁判所がどの程度処分行政庁の裁量を尊重し、あるいは、それに対して踏み込んで審査を行っているのかという点に関しては、従来から理解が分かれてきた²⁾。

他方で、近時の最高裁には一貫した姿勢もみられる。それは、平成24年判決や平成30年判決で示されたように、当該処分ないしその選択が「重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠く」かどうかを問う形で、懲戒処分における不利益効果の重大さに鑑みた慎重な判断の必要性が明確に意識されている点であり³⁾、とりわけ、平成24年判決との関係では、減給以上の処分になるにつれ、不利益性が増大していく点が強調されていた⁴⁾。本判決は同じ文言を用いていないものの、判決の要旨3の箇所「免職に次ぐ相当に重い処分」であるとし、「停職6月という量定を選択したことが、社会観念上著しく妥当を欠く」かどうかについて判断していることからすれば、この点では近時の傾向と軌を一にするといえよう。

三 判決の要旨2について

本判決と原審判決とで結論が分かれたのは、主として非違行為に対する評価による。

近時の裁判例では、処分行政庁の設定した処分基準を吟味するなどしつつ、被処分者に有利な事情についても丁寧な評価を加え、処分の違法判断を導くものも多くみられるようになっているが⁵⁾、本判決や平成30年判決にも共通する特徴は、被処分者に有利となる事情を酌んで違法判断を導いた原審判決につき、非違行為の重大性を積極的に再評価して覆している点にある。

平成30年判決については、セクハラ行為に対する社会的評価ないし最高裁による厳しい評価姿

勢が反映されているとの理解が多くみられるが⁶⁾、本件についても、子どもの教育・生育環境に密接に関連し、関係法令の整備も進展している中での、学校における「いじめ」（本件では傷害行為）に対する教師としての対応が中心的問題となったことが大きく影響していると考えられる。本判決は、社会的に関心が高い（加えて、本件では教師という職務とも密接に関連している）非違行為に対する懲戒処分につき、被処分者に厳しい態度をとる判断傾向を改めて示したものと見えよう。

四 判決の要旨3について

本判決に特徴的であり、なお慎重な検討を要するのが、「処分の量定に関するYの主張には、個々の加重事由の考慮方法が形式的に過ぎるなど、直ちに首肯し難い点もある」としながらも、なお処分を適法としている点である。

近時の裁判例においては、加重処分に対する慎重な検討の必要性が繰り返し指摘されており⁷⁾、本件の原審判決も、その画一的な運用を問題視して処分の違法を帰結していた。

これに対し、本判決は、処分行政庁が綿密には行っていなかった加重処分に関する判断について、その判断過程に問題があることを認めつつも、各非違行為の総合的な重大性の評価につき独自に再検討を行い、処分行政庁の判断過程に積極的に介入したうえで、本件処分には裁量権の逸脱濫用がないとしている（また、判旨からは明確ではないが、個々の非違行為についても、処分行政庁が当初想定していた重み付けとは異なる——より重い——評価を行ったうえ、総合評価に帰結しているとみる余地がある）。

本判決は、加重処分の形式的・画一的な運用につき警鐘を鳴らす点では、近時の裁判例の傾向と軌を一にする一方、結論においては、懲戒処分に対する裁量統制ないし慎重な司法審査の意義につき、これまでは過重な処分をいかにして——被処分者に「有利」な帰結を導き得る形で——統制していくのかを重点的に意識のうえ議論がなされてきたこと⁸⁾とは異なる方向性を示している。

もちろん、このことには、本件の非違行為に対する評価が大きく影響しているのであろう。しかし他方で、公務員に対する懲戒処分を論ずるにあたっては、秩序維持のための「制裁」としての側面だけでなく、公務員法体系の根幹的保障の一つ

である「身分保障」としての側面も関係しており、それゆえに、懲戒処分は基本的には謙抑的に行使される必要があることにも留意する必要がある⁹⁾。つまり、公務員法体系の要請する「身分保障」という側面に鑑みるならば、被処分者に「不利」となる帰結を導くに際しては、行政・司法いずれによる判断であるかにかかわらず慎重な検討を要するのであって、司法が安易に——被処分者に「不利」となる形で——行政の判断過程に積極的に介入することについても、基本的には謙抑的であるべきように思われるのである。

この意味において、処分行政庁による当初の想定を超える形で独自の再評価を施し、「免職に次ぐ相当に重い処分」までも是認した点について、今後、一般的な評価方法として定着されていくべきかについては、なお慎重な検討が必要であり、引き続き判例の動向に注目を要しよう。

●——注

- 1) 従来の裁判例の整理につき、たとえば、早津裕貴「公務員懲戒処分における裁量論の現在——判例分析を中心にした検討」名法253号（2014年）39頁以下。
- 2) たとえば、西田幸介「公務員の懲戒処分における裁量権行使の司法審査」同編著『行政課題の変容と権利救済』（法政大学ボアソナード記念現代法研究所、2019年）202頁以下、早津・前掲注1）78頁以下。
- 3) たとえば、平成30年判決に関する、深澤龍一郎「判批」民商155巻4号（2019年）176頁。
- 4) 平成24年判決における櫻井龍子裁判官補足意見。
- 5) 一例として、平成24年判決や熊本県教委（教員・懲戒免職処分）事件・福岡高判18・11・9労判956号69頁（最一小決平19・7・12判例集未登載）。
- 6) たとえば、山下昇「判批」法セ768号（2019年）131頁、ハラスメント判例研究会「判批」ひろば2019年4月号69頁、中山慈夫「判批」ジュリ1538号（2019年）126頁、寺田麻佑「判批」ジュリ臨増1544号（2020年）39頁のほか、民間部門に関する先行判例として、セクハラ行為を理由とした10日ないし30日の出勤停止処分につき、原審の判断を覆して有効とした、L館事件・最一小判平27・2・26集民249号109頁。
- 7) たとえば、平成24年判決、同判決における櫻井龍子裁判官補足意見のほか、前掲注5）熊本県教委（教員・懲戒免職処分）事件。
- 8) たとえば、前掲注1）2）参照。
- 9) たとえば、平成24年判決における櫻井龍子裁判官補足意見。